



議案第五十五号

木地山地区ほ場整備事業（農用地利用増進特別対策事業）

計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律
第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年六月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五十七年六月拾七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

一	事業の名称及び工事名	ほ場整備事業（農用地利用増進特別対策事業）
二	施行場所	木地山地区区画整理工事
三	工事の概要	三朝町大字木地山地区区画整理 三、六ヘクタール
四	事業費	四九〇〇〇〇〇円
五	事業の実施方法	請負
六	工事の時期	昭和五十七年度